

熱中症対策に係る現場管理費補正 Q & A (1)

R7.5.1

※1 文中内の本補正とは、熱中症対策に係る現場管理費補正をいう

※2 今回修正及び追加したものを赤書きで記載

Q1 手引きの2.用語の定義(2)に、工期は「工事の始期から工事完成日までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計をいう」とあるが、実際に屋外作業があった実稼働日としたいが良いか？

A1 工期は実稼働日とはせず、手引きに記載のとおり、工事の始期から工事の完成日までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計としてください。

なお、変更契約手続き上、「工事完成日まで」を「工期」とすることが困難な場合(※)は、受発注者協議により別途定めた日を工事完成日とみなしてください。

※夏季に精算変更手続きを行うなど、事前に本試行を適用する期間を設定しないと現場管理費の補正値が確定できない場合等

Q2 手引きの2.用語の定義(2)で、工場製作のみを実施している期間は工期に含まないものとしているが、工場製作実施期間中に行った現場作業は、工期としてカウントできるか？

A2 工場製作のみを実施している期間を含めないこととしていますので、この質問の場合、現場作業があれば工期としてカウントしてください。

熱中症対策に係る現場管理費補正 Q & A (2)

R7.5.1

※1 文中内の本補正とは、熱中症対策に係る現場管理費補正をいう

※2 今回修正及び追加したものを赤書きで記載

~~Q3~~ ~~熱中症対策を創意工夫として実施し、工事成績評定で加点した場合、本補正の取り扱いは？~~
~~また、現場環境改善費と合わせて補正が可能か？~~

~~A3~~ ~~下記表のとおり対応願います。~~

評価項目	加点、率等計上		
	case1	case2	case3
創意工夫	○	×	×
現場環境改善費	×	○	×
現場管理費補正	×	×	○

~~※本表は現場環境改善費の実施内容が、熱中症対策のみの場合が対象。熱中症対策に関する創意工夫、現場環境改善費補正は、重複してはいけません。ただし、熱中症対策以外の項目については、現場環境改善費と本補正の重複が可能です。~~

~~Q4~~ トンネル内の作業は屋外作業とい
~~Q3~~ えるのか？

~~A4~~ トンネル工事（新設）及び補修工
~~A3~~ 事（壁面、舗装などの修繕工事。照明修繕工事など）は、屋外作業と判断します。

熱中症対策に係る現場管理費補正 Q & A (3)

R7.5.1

※1 文中内の本補正とは、熱中症対策に係る現場管理費補正をいう

※2 今回修正及び追加したものを赤書きで記載

~~Q-5~~ 最寄りの観測所の決定方法は？

~~Q-4~~

~~A-5~~ 施工現場から直線距離で最も近い

~~A-4~~ 県内の観測所を最寄りの観測所と
してください。

~~Q-6~~ 真夏日の日数には休日等の不稼働

~~Q-5~~ 日の日数を含むのか。

~~A-6~~ 含みます。ただし、年末年始6日

~~A-5~~ 間、夏期休暇3日間、工場製作の
み実施している期間、工事全体を
一時中止している期間は含みませ
ん。

~~Q-7~~ 本補正の対象工事とした場合、熱

~~Q-6~~ 中症対策の実施内容を取りまと
め、受注者から発注者に、提出ま
たは報告を行う必要があるか。

~~A-7~~ 本補正については、熱中症対策の

~~A-6~~ 実施内容を報告または提出する必
要はありません。

ただし、下記Q-~~8~~7に該当する場
合はこれに限りません。

なお、現場環境改善費費の対象と
して実施した熱中症対策について
は写真の提出が必要です。

熱中症対策に係る現場管理費補正 Q & A (4)

R7.5.1

※1 文中内の本補正とは、熱中症対策に係る現場管理費補正をいう

※2 今回修正及び追加したものを赤書きで記載

~~Q-8~~ 本補正該当工事で、熱中症による
~~Q-7~~ 労働災害が発生した場合、本補正
の対象となるか。

~~A-8~~ 本補正の対象となります。
~~A-7~~ ただし、熱中症による労働災害が
発生した場合、発注者は書類、聞
取り等により熱中症対策が行われ
ていたかを確認してください。熱
中症対策を行っていなかった場合
は、本補正の対象となりません。

~~Q-9~~ 手引きの7. 既契約工事(1)気温
の計測期間の「基準日」はいつに
すれば良いか。

~~A-9~~ 原則「基準日」は工事の始期とし
てください。

~~Q-10~~ 手引きの6. 積算方法等の、
~~Q-8~~ (1)_2)現場管理費に記載されてい
る施工地域を考慮した補正係数と
は何を指すのか。

~~Q-10~~ 施工地域を考慮した補正係数と
~~A-8~~ は、積算基準書 第1編 I-2-②-34
表-3に記載されている各施工地
域区分の補正係数です。

熱中症対策に係る現場管理費補正 Q & A (5)

R7.5.1

※1 文中内の本補正とは、熱中症対策に係る現場管理費補正をいう

※2 今回修正及び追加したものを赤書きで記載

~~Q11~~ 手引きの6. 積算方法等(1)~(3)
Q 9 点在する施工箇所をまとめて発注する場合の積算に、「点在する箇所毎に補正を行うことができるものとする。」と記載されているが、これは施工箇所毎にそれぞれ真夏日率を算出するという意味か。

~~Q11~~ 本補正を施工箇所毎に実施しても良いという意味です。真夏日率の算出を施工箇所毎に行うという意味ではありません。真夏日率は工事全体の工期から算出してください。
(各地区毎の設計書いずれも同じ真夏日率になります。)

~~Q12~~ 工期には年末年始6日間、夏季休暇3日間を含まないとあるが、具体的にいつを設定すればよいか。

~~Q12~~ 年末年始6日間、夏季休暇3日間の取扱いについては、以下のとおりとします。
A10
・年末年始休暇期間は12月29日から1月3日までの6日間(土日含む)
・夏季休暇期間は土日以外の任意の3日間(基本はお盆期間)

~~Q13~~ 真夏日率の算出には、必ず「真夏日率算出シート」を使用する必要があるか。インターネット上の算出サイト等を利用してもよいか。

~~Q13~~ 算出結果に誤りがなければ、どのような方法で算出されてもかまいません。
A11